

育児休業に伴う保育所等の継続入所について

【要件】 下記の要件をすべて満たす方が、育児休業に伴う保育所等の継続入所の対象者となります。

- (1) 産前6週よりも前から保育所に入所している児童が対象で、かつ当該児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続入所の必要があると認められる場合
- (2) 保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっている場合
- (3) 出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月またはそれ以前の月の入所申込
をすること（入所申込期限は、入所希望月の2か月前の末日）
- (4) 出生した児童の入所月の翌月14日以内に復職できること

【継続期間】

継続入所を認めることができるのは、出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までです。

ただし、育児休業終了により出生した児童の施設利用申込みをしたにもかかわらず、利用決定がなされずに育児休業を延長する場合は、出生した児童の1歳6ヶ月に達する日の属する月の末日まで継続入所期間を延長することができます。

また、出生した児童の1歳6ヶ月に達する月またはそれ以前の月の保育所等入所申込み（若しくは引き続きの選考）を行い、利用決定がなされなかった場合は、出生した児童の2歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日まで育児休業継続入所「再」延長が可能となります。なお、出生した児童の2歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日で育児休業継続入所の延長は終了となります。

※延長期間中に入所が決定した場合は、出生した児童の入所月の翌月14日以内に復職する必要があります。（例：4月入所の場合→5月14日までに復職することが必須）

【保育時間】

育児休業中の保育時間は、保育短時間とします。

【手続き】

- (1) 産前休暇開始日より前に、「出産・疾病・看護等の届出書」と母子手帳の写し（表紙・出産予定日記載のページ）を添付して提出してください。
- (2) 出産後1か月以内に、「勤務（内定）証明書（育児休業期間がわかるもの）」、「育児休業に伴う保育所等の継続入所届出書」を提出してください。
- (3) 復職後1か月以内に、「勤務（内定）証明書」を提出してください。

※上記の手続きがされなかった場合は、保育の実施解除（退所）となる場合があります。

※上記書類の他に、出生した児童の入所申込の際は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」やその他添付書類の提出が必要です。

※保育所等入所申込及び入所保留通知は年度内に限り有効です。新年度も引き続き入所希望がある場合は、改めて申込が必要です。

【育児休業対象児童の利用申込可能月】

職場復帰日により利用申込可能月が異なります。

職場復帰日が、月の 1日～14日の場合・・・職場復帰月の前月から

職場復帰日が、月の15日～31日の場合・・・職場復帰月から

〔例〕 職場復帰日 5月 1日 ⇒ 入所申込可能月 4月入所

職場復帰日 5月15日 ⇒ 入所申込可能月 5月入所